

## 記

### 1 着手金と報酬金について

- 1) 着手金とは、弁護士が依頼者の依頼に応じて事件処理に着手するために必要な代金で、結果のいかんにかかわらず返還されません。訴訟着手金は審級ごとに算定します。  
(控訴・上告における着手金は第1審着手金より適宜減額します。)
- 2) 報酬金とは、訴えて得た利益や訴えられた金額と実際に支払うことになった額との差額に基づいて算定するものです。これは、着手金とは別のもので事件終了後頂きます。

### 2 着手金と報酬の計算方法

#### (1) 経済的利益の算定が可能な事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円超～3000万円以下	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円超～3億円まで	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

※ 経済的利益とは、その訴訟で請求する額、もしくは請求されている金額や土地の価格などをいいます。

※ 着手金の最低額は、訴訟事件・調停事件の場合20万円、示談交渉の場合10万円となります。

※ 原則として上記基準により算定しますが、経済的利益が高額であるのに事案比較的簡明な場合などは適宜減額をします。

※ 示談交渉・調停等事件の場合、上記の各基準額から3分の2への減額を原則とし、また、示談交渉・調停から訴訟等へ移行した場合の着手金額は上記基準額の2分の1とします(注: 手続移行の場合も最低着手金額は、上記のとおりです。)

経済的利益についての確認額 金 万円

(備考 )

#### (2) 経済的利益の算定が困難な事件等

##### 離婚事件

着手金・報酬金それぞれ20万円から40万円の範囲の額(詳細は報酬基準)。

※ 交渉から調停への移行など手続移行の場合の着手金は、上記の額の2分の1。

※ 財産分与・慰謝料等の請求がある場合は、上記とは別に(1)による加算。

##### 境界に関する事件

着手金・報酬金それぞれ40万円から60万円の範囲内の額。

##### その他の経済的利益による算定が困難あるいは不適當な事件

経済的利益を800万円として算定します。

※ 事件の難易、手数の繁簡、依頼者の受ける利益等を考慮して適正妥当な範囲で増減額する場合があります。